

郡山市UIJターン移住支援金 QA

2026.4.1時点

1 関係人口に関する要件（関係人口の対象範囲）

「（１）県又は郡山市が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者」について

No.	質問	答え
1	どのようなイベントが対象となりますか？	福島県が主催の「福島くらし&しごとフェア」と「お試し移住村」、郡山市が主催の「こおりやま広域圏移住体験ツアー」、郡山市が参加する「ふるさと回帰フェア」を対象とします。その他、関係人口創出を目的として市が主催したイベントも対象になる場合がありますので、ご相談ください。
2	イベントに参加したことを証明できる書類がありません。証明書類は必ず必要ですか？	必要です。任意様式で構いませんので、主催者に参加したことを確認できる書類を発行できるか確認してください。
3	何年前までに参加したイベントが対象ですか？	証明書類が確認できれば、期間の制限は設けていません。なお、こおりやま広域圏移住体験ツアーの場合は、5年前までの参加が有効です。
4	福島くらし&しごとフェア、ふるさと回帰フェア、お試し移住村に参加しましたが、郡山市には訪問しませんでした。対象になりますか？	本市の関係人口とは認められませんので、対象外です。
5	こおりやま広域圏移住体験ツアーの郡山市以外のコースに参加しましたが、対象となりますか？	対象となります。（全コース郡山駅発着で、郡山市との位置関係・交通網等を確認していただくことも事業目的の一つであるため）

「（２）郡山市が運営する会員制の団体（ファンクラブ）等に登録している者」について

No.	質問	答え
1	どのような団体が対象となりますか？	「こおりやまファンクラブ」が対象となります。

「（３）郡山市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者」について

No.	質問	答え
1	どのような活動が対象となりますか？	例として、ボランティアや地元スポーツ少年団のコーチ活動などが挙げられます。
2	何年前までの活動が対象ですか？	移住前直近10年間の活動が対象となります。
3	ボランティア活動に参加したことを証明できる書類がありません。証明書類は必ず必要ですか？	必要です。任意様式で構いませんので、主催者に参加したことを確認できる書類を発行できるか確認してください。
4	1度しか活動してないが、対象となりますか？	対象となります。
5	なぜ、直近10年間のみ対象とするのですか？	移住元要件の期間と同期間とするためです。

郡山市UIターン移住支援金 QA

2026.4.1時点

「（４）多拠点で生活しており、郡山市を拠点の一つとしている者」について

No.	質問	答え
1	どのようなケースが対象となりますか？	郡山市への転入日時点で以下のケースに該当する場合で、これらを確認できる書類を提出できる場合を対象とします。 ①郡山市内で継続して1年以上生活している場合 ⇒上記期間、郡山市内に居住していることを証する書類（AB両方提出） A：登記簿謄本、アパート等の賃貸借契約書 B：公共料金（水道、電気、ガス）の領収書の写し ※ABともに本人名義のものに限る。親族等名義は不可 ※Bは基本料金の支払いのみのものは不可 ②個人事業主であり、郡山市内で事業活動をしている場合 ⇒郡山市内で活動していることを証する第三者との事業契約書 ※事業契約書は、転入日が契約期間内に含まれていることが必要

「（５）３親等以内の親族が本市に居住している者」について

No.	質問	答え
1	どのような書類を提出すればいいですか？	以下の書類を提出してください。 ・戸籍の全部事項証明書 ※本市に居住している親族との関係性が確認できる書類 ・親族の住民票の写し
2	いつ時点で親族が居住していれば、対象になりますか？	転入日時点で親族が居住していることが要件となります。

「（６）本市にふるさと納税をしたことがある者」について

No.	質問	答え
1	何年前までのふるさと納税が対象ですか？	5年前までのふるさと納税が対象となります。
2	ふるさと納税したことが分かる書類はどのような書類ですか？	寄付した際に発行される「寄付金受領証明書」の写しをご提出ください。

2 関係人口に関する要件（就業要件）

「（１）県内で新規に起業し、開業の届出をしていること」について

No.	質問	答え
1	県内で起業したことが確認できる書類とはどのような書類ですか？	①e-tax申請の場合の例 →e-taxにより届出を行った場合、送信完了後、受信通知がメッセージボックスに格納されるため、受信通知（写し） ②それ以外（紙申請）の場合の例 →届出前の開業届（写し）と併せて、開業に要した契約書（写し）（店舗に係る賃貸・工事契約書や取引先の契約書、光熱水費の契約書など）など、事実が客観的に確認できる書類

「（２）県内で農林水産業に就業していること。ただし、将来的な就業のための研修等を含む」について

No.	質問	答え
1	将来的な就業のために、知人の農園で研修している場合にも該当になりますか？	こおりやま園芸カレッジ（新規就農者研修）等の公的支援制度を利用して研修を受けている場合を対象としています。